

帯広市産婦健康診査事業のご案内



産後はホルモンバランスの変化や環境の変化などから、心身の不調をきたしやすいといわれています。帯広市では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の一環として、産後2週間頃と産後1か月頃の、出産後間もない時期の産婦健康診査の費用を助成します。

対象者

健診受診日に帯広市に住民票のある産婦

受診回数・時期

受診回数 2回まで（産後2週間頃 と 産後1か月頃）

※受診回数については、医師または助産師の指示を受けてください。

健診内容

問診及び診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェック

受診方法

母子健康手帳と同時に交付する「帯広市産婦健康診査受診票」を医療機関に提出してください。

※帯広市に転入された方は、下記までご連絡ください。

注意事項

- 産婦健康診査受診票は道内医療機関で使用できます。ただし、産婦健診を受ける時にすでに転出し、帯広市に住民票がない方はご使用になれません。手続きについては、転出先の市町村にお問い合わせください。
- 里帰り出産等により、道外医療機関で検査予定の方は、検査費用を一旦自己負担していただき、後日申請していただく必要があります。詳しくは裏面をご参照ください。
- 受診票は原則再発行することが出来ませんので、取扱いにはご注意ください。
- 産婦健診の結果は、医療機関から帯広市に報告されます。保健師から連絡させていただくことがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】

〒080-0808 帯広市東8条南13丁目1 帯広市保健福祉センター

帯広市市民福祉部健康保険室 健康推進課 健康づくり係

TEL : 0155-25-9722 FAX : 0155-25-7445

道外で産婦健康診査を受けられる方へ



里帰り等で道外の医療機関で産婦健診を実施した場合は、産婦健診にかかった費用を一旦自己負担していただき、後日以下の手続きをしていただくことで、助成を受けることができます。

対象者

下記のすべてに該当する方が対象です。

- ・ 健診受診日に帯広市に住民票のある産婦
- ・ 北海道外の医療機関等（国内のみ）で産婦健診を受診し、費用を負担している方
- ・ 他市町村から同様の補助を受けていない方

※北海道内の帯広市外の医療機関で受診した場合は、帯広市で発行した受診票を病院に提出することで助成を受けられるため、手続きは不要です。

申請方法

申請は、帯広市保健福祉センターに来所するか、郵送で行っております。

どちらの場合も事前に連絡をお願いします。

手続きに必要な書類は下記の通りです。

- ・ 母子健康手帳（産婦健康診査の実施記録を確認します）
- ・ 帯広市が発行した未使用の産婦健康診査受診票
- ・ 産婦健診受診時に発行された領収書と明細書（原本）
- ・ 印鑑（シャチハタ不可）
- ・ 振込口座のわかるもの

申請期限

最後に産婦健診を受けた日から3か月以内です。

※期間内に申請が難しい場合は必ずご連絡ください。

助成決定から交付までの流れ

- ① 申請書等書類一式を提出していただき審査を行います。
- ② 助成が適当と認めた場合は2～3週間ほどで「帯広市産婦健康診査費助成金交付決定通知書」により、申請者へ通知し、1か月ほどで指定の口座へ助成金を振り込みます。なんらかの理由により、助成が適当ではないと認めた時は「帯広市産婦健康診査費助成金不交付決定通知書」により通知いたします。